保健福祉課からのお知らせ

平成18年度からの介護保険

本庁保健福祉課（介護保険係） 電話 0994-22-3043
支所住民生活課 電話 0994-25-2511

４月１日から、介護保険制度が変わります。

制度の見直しの大きな柱は「介護予防」と「自立支援」です。

本制度改正は、「介護が必要な状態にならない、また現状より悪化させない」「自分でできることは、できるだけ自分で行って、住み慣れた自宅で自立した生活を続ける」ことを目的として、介護サービスや手続きが改正されるものです。

介護予防のためのサービスがスタートします

要支援・要介護１の認定を受けていた方で状態が改善する可能性が高い方は要支援１・要支援２と認定され、介護予防のためのサービスが提供されます。

６段階の区分が７段階になります

従来の介護度	新しい介護度
非該当	非該当
要支援	要支援１
要介護１	要支援２
	要介護１
要介護２	要介護２
要介護３	要介護３
要介護４	要介護４
要介護５	要介護５

予防介護を目的とした『新予防給付』サービス（表１）を利用できます。

従来どおり自立した暮らしを支える「介護給付」のサービス（表２）が利用できます。

◆ サービスの種類 ◆

※ 表１

介護予防サービス（新予防給付）

居宅サービス

訪問サービス
- 介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 介護予防訪問看護
- 介護予防居宅療養管理指導

通所サービス
- 介護予防通所介護（デイサービス）
- 介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所
- 介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

新しいサービス
- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上

※通所サービス等の既存サービスに組み合わせて提供されます。

その他
- 特定介護予防福祉用具販売
- 介護予防福祉用具貸与
- 介護予防特定施設入所者生活介護
- 介護予防支援

地域密着型サービス
- 介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 介護予防認知症対応型通所介護
- 介護予防小規模多機能型居宅介護

※ 表２

介護サービス（介護給付）

居宅サービス

訪問サービス
- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
- 訪問看護
- 居宅療養管理指導

通所サービス
- 通所介護（デイサービス）
- 通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所
- 短期入所生活介護（ショートステイ）

その他
- 特定福祉用具販売
- 福祉用具貸与
- 特定施設入所者生活介護
- 居宅介護支援

施設サービス
- 介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設

地域密着型サービス
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 地域密着型特定施設入所者生活介護
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者介護